

政令第六十三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第一百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

（なおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法に規定する特別の会計に所属する権利及び義務の帰属）

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第四項の規定による平成三十年四月一日において現に同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）第六十条八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務は、次に掲げる業務ごとに、高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百十三条に規定する同法第三百三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計において、厚生労働省令で定めるところにより区分された経理に帰属するものとする。

一 平成二十年四月改正前老健法第六十四条第一項第一号及び第二号並びに第二項の業務

二 平成二十年四月改正前老健法第六十四条第一項第三号の業務

附則第三条から第二十七条までを次のように改める。

第三条から第二十七条まで 削除

附則第二十八条中「新健保令」を「健康保険法施行令」に改める。

附則第二十九条中「健康保険法」の下に「（大正十一年法律第七十号）」を加える。

附則第三十一条第一項中「新健保令第四十二条第二項」を「同令第四十二条第二項」に改め、同項各号中

「新健保令」を「健康保険法施行令」に改め、同条第二項中「新健保令」を「同令」に改め、同条第三項中

「平成十八年健保法等改正法第三条の規定による改正後の健康保険法（次条第一項及び第五項において「新

健保法」という。）を「健康保険法」に、「の新健保令」を「の健康保険法施行令」に改め、同項各号中

「新健保令」を「健康保険法施行令」に改める。

附則第三十二条第一項中「新健保法第七十四条第一項第二号」を「健康保険法第七十四条第一項第二号」に、「又は新健保法」を「又は同法」に、「新健保令」を「健康保険法施行令」に、「係る健康保険法施行令」を「係る同令」に改め、同条第二項及び第三項中「新健保令」を「同令」に改め、同条第四項中「新健保令」を「健康保険法施行令」に、「健康保険法施行令」を「同令」に改め、同条第五項中「新健保法」を「健康保険法」に、「(新健保法)」を「(同法)」に改め、同条第六項中「新健保令」を「健康保険法施行令」に改める。

附則第三十三条第一項の表以外の部分中「については、新健保令」を「については、健康保険法施行令」に、「並びに新健保令」を「並びに同令」に、「読み替えて、新健保令」を「読み替えて、同令」に、「新健保令の」を「同令の」に改め、同項の表中「新健保令」を削り、同条第二項中「新健保令」を「健康保険法施行令」に、「新健保令第四十四条(」を「同令第四十四条(」に改め、同項第一号中「新健保令第四十四条の二第一項及び」を「健康保険法施行令第四十三条の二第一項及び」に、「を同条第三項及び第四項並びに新健保令」を「を同条第三項及び第四項並びに同令」に改め、同号イ中「より新健保令」を「より健康保険法施行令」に、「並びに新健保令」を「並びに同令」に、「から新健保令」を「から同令」に改め、同

項第二号中「新健保令第四十三條の二第五項及び」を「健康保険法施行令第四十三條の二第五項及び」に、「を新健保令」を「を同令」に改め、同号イ中「より新健保令」を「より健康保険法施行令」に、「（新健保令）を」（同令）に、「から新健保令」を「から同令」に改め、同項第三号中「新健保令第四十三條の二第七項（新健保令）を「健康保険法施行令第四十三條の二第七項（同令）に改め、同号イ中「新健保令」を「健康保険法施行令」に改め、同條第三項中「新健保令の」を「健康保険法施行令の」に改め、同項の表中「新健保令」を削り、同條第四項中「新健保令第四十三條の三第二項第二号」を「健康保険法施行令第四十三條の三第二項第二号」に、「係る新健保令」を「係る同令」に、「は、新健保令」を「は、同令」に改め、同項第二号中「（新健保令）を」（健康保険法施行令）に、「より新健保令」を「より同令」に、「新健保令」を「、同令」に改め、同條第五項及び第六項中「おける新健保令」を「おける健康保険法施行令」に、「、新健保令」を「、同令」に改める。

附則第三十四條第一項中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削る。

附則第三十五條第二項中「第二十九條の七第二項第九号イ」を「第二十九條の七第二項第八号イ」に改め、「を、国民健康保険法」の下に「（昭和三十三年法律第九十二号）」を加える。

附則第四十一条中「船員保険法」の下に「（昭和十四年法律第七十三号）」を加える。

附則第四十六条第四項第五号中「私立学校教職員共済法」の下に「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を加える。

附則第四十八条中「国家公務員共済組合法」の下に「（昭和三十三年法律第二百二十八号）」を加える。

附則第五十四条中「地方公務員等共済組合法」の下に「（昭和三十七年法律第五百五十二号）」を加える。

## 附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。